

貸借対照表

令和 6年 3月31日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	667,454,277	654,134,064	13,320,213
有形固定資産	462,856,819	489,576,323	△ 26,719,504
土地	72,560,871	72,560,871	0
建物	352,013,423	375,280,112	△ 23,266,689
構築物	24,353,088	26,026,734	△ 1,673,646
機器備品	12,620,894	13,739,011	△ 1,118,117
図書	104,525	104,525	0
車輛	1,204,018	1,865,070	△ 661,052
特定資産	203,000,000	163,182,500	39,817,500
人件費引当特定預金	60,000,000	50,182,500	9,817,500
修繕費引当特定預金	45,000,000	30,000,000	15,000,000
備品等購入引当特定預金	40,000,000	35,000,000	5,000,000
施設・設備整備引当特定預金	58,000,000	48,000,000	10,000,000
その他の固定資産	1,597,458	1,375,241	222,217
電話加入権	100,000	100,000	0
施設利用権（水道）	545,784	594,988	△ 49,204
施設利用権（下水道）	348,807	380,253	△ 31,446
ソフトウェア	302,867	0	302,867
出資金	300,000	300,000	0
流動資産	26,589,078	63,317,725	△ 36,728,647
現金預金	24,494,243	61,791,847	△ 37,297,604
普通預金	19,249,542	56,787,227	△ 37,537,685
定期預金	5,244,701	5,004,620	240,081
未収入金	2,094,835	1,463,150	631,685
立替金	0	62,728	△ 62,728

科 目	本年度末	前年度末	増 減
資産の部合計	694,043,355	717,451,789	△ 23,408,434
負 債 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	259,961,618	269,214,358	△ 9,252,740
長期借入金	259,961,618	269,214,358	△ 9,252,740
流動負債	18,689,218	27,275,619	△ 8,586,401
短期借入金	9,252,740	9,207,532	45,208
未 払 金	4,773,458	14,830,377	△ 10,056,919
前 受 金	386,108	466,268	△ 80,160
預 り 金	4,272,780	2,769,242	1,503,538
仮 受 金	4,132	2,200	1,932
負債の部合計	278,650,836	296,489,977	△ 17,839,141
純 資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	334,870,774	323,516,682	11,354,092
第1号基本金	324,870,774	313,516,682	11,354,092
第4号基本金	10,000,000	10,000,000	0
繰越収支差額	80,521,745	97,445,130	△ 16,923,385
翌年度繰越収支差額	80,521,745	97,445,130	△ 16,923,385
純資産の部合計	415,392,519	420,961,812	△ 5,569,293
負債及び純資産の部合計	694,043,355	717,451,789	△ 23,408,434

注記

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

退職給与引当金の算定方法 期末要支給額、19,269,283円は、島根県私学退職金財団よりの交付金と同額であるため計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

該当なし

3. 減価償却額の累計額の合計額 127,893,432円

4. 徴収不能引当金の合計額

該当なし

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

担保と供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 71,327,483円

建物 282,814,655円

6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 0円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

該当なし